

令和6年度公立邑智病院事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政性の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり公表します。

資金不足比率

（単位：％）

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
公立邑智病院事業会計	—	（ 2 0 . 0 ）

備 考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と表記しています。
- 2 経営健全化基準とは、資金不足比率がどのような状況にあるのかを判断する基準として設けられているものです。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

<算定方法>

$$\text{資金不足比率※1} = \frac{\text{資金不足額 ※2}}{\text{事業の規模 ※3}}$$

※1 資金不足比率

公営企業の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。

※2 資金不足額

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産） － 解消可能資金不足額

※3 事業の規模

営業収益（医業収益）の額 － 受託工事収益の額